第２節　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する調査研究及び技術開発の推進
第３節　その他必要な事項
１　ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理
２　優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への支援

ポリ塩化ビフェニルは、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。我が国では、これまで、約59,000トンのポリ塩化ビフェニルが生産され、このうち約54,000トンが国内で使用された。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からポリ塩化ビフェニルが検出されるなど、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきた。また、我が国では、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたポリ塩化ビフェニルが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が問題となった。

このような状況を踏まえ、昭和47年からは、ポリ塩化ビフェニルの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年６月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

その後、我が国においては、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたポリ塩化ビフェニル廃棄物について、その処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきたが、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

ポリ塩化ビフェニルは、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から、将来の世代にわたり、地球規模の環境汚染をもたらすものである。国際的には、ポリ塩化ビフェニル等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）が平成13年５月に採択された。我が国は、平成14年７月の同条約締結の国会承認を経て、翌８月に加入した。この条約では、ポリ塩化ビフェニルに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

このような状況において、ポリ塩化ビフェニルによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13年７月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）が制定された。その後、国は日本環境安全事業株式会社を活用してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年の北九州事業を始め、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）、北海道事業（平成20年）による処理が始まった。日本環境安全事業株式会社による処理は、平成24年度末時点で高圧トランス等56％、高圧コンデンサ等44％が完了し、また、蛍光灯安定器等の処理も平成21年に北九州事業、平成25年に北海道事業において開始された。しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年３月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となっている。

一方、特別措置法施行後の平成14年、ポリ塩化ビフェニルを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のポリ塩化ビフェニルが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された廃棄物が追加された。その後、当該制度を活用して微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

このほか、微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された柱上トランスについては、平成13年から電力会社が自社処理に取り組んでおり、平成24年度末時点で約７割の処理が完了している。

我が国において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、過去約30年間処分がなされず保管を余儀なくされたが、これまでの取組により、特別措置法の制定以降、大きく処理が進んだといえる。しかし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理完了に向けては、まだ道半ばであり、今後、一日も早い処理完了に向け、事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）、ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品（以下「使用製品」という。）を製造した者（以下「製造者等」という。）、国、都道府県及び市町村が、この問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たさなければならない。

この基本計画は、このような認識の下、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、５年ごとに見直しを行うほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備状況及び廃棄物処理法又は日本環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）の施行状況等を勘案して必要な見直しを行うこととする。

第１章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
第１節　現状

特別措置法第８条の規定に基づき、保管事業者により届出された平成24年３月31日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管量は、次のとおりである。

廃棄物の種類	保管量
高圧トランス	30,633台
高圧コンデンサ	204,580台
低圧トランス	36,752台
低圧コンデンサ	1,705,610台
柱上トランス	1,656,450台
安定器	5,906,205個
廃ポリ塩化ビフェニル	137トン
ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	87,799トン
感圧複写紙	710トン
ウエス	682トン
汚泥	20,977トン
その他の機器等	520,129台

また、保管事業者により届出された平成24年３月31日現在の使用製品の種類別の使用量は、次のとおりである。

製品の種類	使用量
高圧トランス	9,193台
高圧コンデンサ	12,250台